

# 第二次白河市子ども読書活動推進計画

---

白河市教育委員会  
平成31年4月





## はじめに

読書は「子どもが言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」であります。しかし、社会・生活環境の変化により、子どもの活字離れ、読書離れが進むのではないかと懸念されることから、国では、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行しました。同法の施行を受け、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」をこれまでに第四次まで策定しました。福島県も、国の動きを受け、「福島県子ども読書活動推進計画」をこれまでに第三次まで策定しました。

白河市教育委員会では、国、県の計画を受け、平成 25 年 12 月に「白河市子ども読書活動推進計画」（一次計画）を策定し、各種事業を実施してきました。このたび、計画期間の満了を受け、一次計画の成果を検証し、二次計画を策定しました。

一次計画では、児童・生徒が読書に親しむ機会を充実させ、読書や学校図書館を利用することの楽しさを実感できるよう、学校図書館への司書の配置を進めてきました。その結果、全ての小学校へ司書が配置され、二次計画期間となりましたが、本年度より全ての中学校にも配置されました。

今後は、本計画に基づき、家庭、保育園、幼稚園、児童クラブ、学校、図書館等が相互に連携しつつ、地域全体で取組みを進めることで、より一層、子どもたちが読書の楽しみを知り、生きる力が育まれるよう切に願うものです。

おわりに、本計画の策定にあたり、白河市図書館協議会委員の皆様をはじめとして、原案に対して、貴重なご意見を寄せていただいた多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 4 月

白河市教育委員会教育長 芳賀 祐司

# 目 次

はじめに

第1章 第二次白河市子ども読書活動推進計画について	1
1 計画の目的	1
2 計画策定の背景	1
（1） 国の動向	1
（2） 福島県の動向	1
（3） 白河市の動向	1
第2章 第一次計画の取組状況と成果	2
1 家庭での取組み	2
2 保育園・幼稚園での取組み	3
3 学校での取組み	4
4 図書館における取組み	5
5 関係機関及び図書館での取組み	7
第3章 第二次白河市子ども読書活動推進計画の概要	8
1 計画の位置づけ	8
2 計画の期間	8
3 基本方針	8
第4章 第二次白河市子ども読書活動推進計画の取組み	9
基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	9
基本方針Ⅱ 子どもが自主的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実	12
基本方針Ⅲ 子どもの読書活動についての理解の促進	16
第5章 計画の推進について	17
1 計画の推進体制の整備	17
2 計画の進行管理	17
資料	18
子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）	18
衆議院文部科学委員会における附帯決議	19
第二次白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会設置要領	20
白河市図書館協議会	21
第二次白河市子ども読書活動推進計画策定工程表	22
第二次白河市子ども読書活動推進計画策定経過	23

## 第1章 第二次白河市子ども読書活動推進計画について

### 1 計画の目的

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律<sup>1</sup>第2条）」です。また、子どもの発達段階においても、子どもの読書活動は、知的、情緒的、精神的な発達に大きな役割を果たします。

そのため、白河市では、市内すべての子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を確立できるよう、平成25年に「白河市子ども読書活動推進計画」（以下、第一次計画と表記。）を策定しました。第一次計画期間においては、市内小中学校への学校司書の配置やブックスタート事業の実施等、子どもの読書活動を推進するための環境づくりを着実に進めてきました。

第二次計画においては、第一次計画の成果を引き継ぎ、関係機関の連携をより密なものとする中で、子どもの読書活動をさらに推進していくことを目的とします。

本計画において、「子ども」とは、白河市のおおむね18歳以下の者を指します。

### 2 計画策定の背景

#### （1） 国の動向

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。平成30年4月には第四次基本計画が策定されています。また、平成26年6月には学校司書の法制化を含めた「学校図書館法」の改正がなされています。

#### （2） 福島県の動向

福島県においては、平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」が策定されました。平成27年には第三次計画が策定され、「子どもが読書に親しむ機会の充実」、「子どもの読書環境の整備と充実」、「子どもの読書活動についての理解の促進」の三つの基本方針が示されています。

#### （3） 白河市の動向

本市においては、市内のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所で、自主的な読書活動を行うことができるよう、積極的に環境を整備し、総合的に読書活動を推進することを目的として、平成25年12月に第一次計画を策定しました。そして、教育関連では、平成27年12月には「白河市教育大綱」、平成30年3月には「第2次白河市生涯学習推進計画」を策定しました。

<sup>1</sup> 子どもの読書活動の推進に関する法律：平成13年12月12日公布、資料参照。

## 第2章 第一次計画の取組状況と成果

### 1 家庭での取組み

基本理念：輝いた瞳の子どもを育みます

基本方針：読み語り<sup>2</sup>をしたり、子どもと一緒に本を読むことにより、子どもが本と出会い、興味を持つよう、きっかけづくりに努めます。

#### 取組み状況

- ・家庭教育学級<sup>3</sup>における読み語り
- ・ブックスタート事業<sup>4</sup>の実施

#### ○主要な取組みの実績

取組み	内容	現況 (H23年度)	目標	実績 (H29年度)
読み語り	家庭教育学級において読み語りの講座及び大切さを啓発する講座を実施するよう促す。	新規事業 (H25年度～)	23回	3回
	活動指標：開催回数			
	10か月児健康診査時において「ブックスタート事業」を実施する(H31年現在は1歳児健康診査時に実施)。	96%	100%	100%
活動指標：実施割合				

- ・家庭教育学級において、読み語り等の講座の実施件数が減少しているため、改めて各学校に対して読書に関する事業実施を促します。
- ・ブックスタート事業は1歳児健康診査の際にもれなく実施しています。受診できなかった家庭にも絵本とともに、ブックスタート事業と図書館<sup>5</sup>に関する案内を送付しています。

<sup>2</sup> 読み語り：第一次計画においては、「語りの文化」を意識し、「読み語り」と表現していましたが、第二次計画においては、より一般的でわかりやすい表現として「読み聞かせ」を用います。なお、第一次計画より引用している部分は「読み語り」と表記します。

<sup>3</sup> 家庭教育学級：子どもの健全な身体と人格の発達を目的に、子育てやしつけについて学ぶため、公立保育園・幼稚園、小学校、中学校において年間を通じて開催しています。

<sup>4</sup> ブックスタート事業：絵本等を介して保護者と子どものコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする活動で、乳幼児健診（白河市では1歳児健康診査）の機会に乳幼児と保護者に絵本を配布し、読み聞かせや図書館の利用案内、図書館行事案内等を行う事業です。

<sup>5</sup> 図書館：本計画では、「図書館」と記した場合、市立図書館・表郷図書館・大信図書館・東図書館の4図書館全てを指します。個別の図書館名で記した場合は、その館のみを指すものとします。

## 2 保育園・幼稚園<sup>6</sup>での取組み

基本理念：輝く園児を育みます

基本方針：身の回りのものや、ものごと等に対してもつ好奇心や探究心を、より高め、より深い知識を得るため、幼児が図鑑等や、絵本等に積極的に関わることが出来る環境づくりに努めます。

### 取組み状況

- ・ 保育園・幼稚園における読み語り
- ・ 絵本等の収集及び提供
- ・ 図書館利用案内

### ○主要な取組みの実績

取組み	内容	現況 (H23 年度)	目標	実績 (H29 年度)
読み語り	園を訪問し、読み語りを実施する(指標としては、ボランティアの協力を得て実施したもののみ対象とする)。	6 回	8 回	4 回
		活動指標: 1 園あたりの開催回数		
絵本等の収集及び提供	「親子ふれあい文庫」整備事業 <sup>7</sup> により資料を収集し、園児及び保護者に本とふれあう機会を提供する。	168 点	300 点	222 点
		活動指標: 1 園あたりの資料数		

- ・ 保育園・幼稚園における読み語りの回数は、保護者ボランティアの協力が得られているかどうかで差がつかしました。今後は図書館の読み聞かせボランティア等との連携を図り、回数の底上げを目指します。
- ・ 保育園・幼稚園の絵本等の収集及び提供に関しては、「親子ふれあい文庫」整備事業によって絵本等の資料が増加しました。今後も収集及び提供を継続し、傷んだ資料の更新も進めていきます。
- ・ 保育園・幼稚園における図書館の利用案内は、3 歳以上の子どもが在籍する園では図書館訪問によって実施できていますが、0-2 歳児の園の訪問は少ない状況です。

<sup>6</sup> 保育園・幼稚園：白河市内の公立保育園は 6 園、公立幼稚園は 8 園です。私立保育園は 3 園、私立幼稚園は 2 園、私立認定子ども園は 3 園、私立小規模保育施設は 1 園です。(平成 29 年度末時)

<sup>7</sup> 「親子ふれあい文庫」整備事業：保育園・幼稚園に絵本等を整備し、地域の子育て家庭に対して貸出を行う事業です。

### 3 学校での取組み

基本理念：明るく輝く元気な児童・生徒を育みます

基本方針：児童・生徒が読書に親しみ、楽しい読書習慣を身に付けられるよう努めます。

#### 取組み状況

- ・ 小学校<sup>8</sup>における読書活動
- ・ 図書配本<sup>9</sup>
- ・ 調べ学習の充実
- ・ 学校司書<sup>10</sup>の配置
- ・ 学校図書館検索システム<sup>11</sup>の導入
- ・ 図書館訪問（小学校）
- ・ 図書館職場体験（中学校<sup>12</sup>）
- ・ 図書館講座（高等学校）

#### ○主要な取組みの実績

取組み	内容	現況 (H23 年度)	目標	実績 (H29 年度)
小学校における読書活動	保護者、地域ボランティアによる読み語りを実施する	13 校	15 校	14 校
		活動指標: 実施学校数		
学校司書の配置	すべての小・中学校に「学校司書」を配置する	0 校	23 校	18 校
		活動指標: 配置校数		

- ・ 小学校における読み語りは、保護者、地域ボランティアによってほぼ全校で実施されており、定着しています。
- ・ 小学校の学校図書館への配本は、学校図書館の整備・充実に補完することを目的として、図書館が選定した資料を貸出しています。今後、学校図書館が所蔵する資料のさらなる充実によって当初の目的は果たされるため、授業内容等、その時々にあわせた資料を学校司書と連携して、設置していく予定です。

<sup>8</sup> 小学校：白河市内の公立小学校は 15 校です。（平成 29 年度末時）

<sup>9</sup> 図書配本：図書館が図書資料を一定冊数のセットにしたものを、学校や放課後児童クラブ等へ定期的に貸出を行う事業です。

<sup>10</sup> 学校司書：学校図書館に関する専門的業務を担当する事務職員のことを言います。また、そのために配置される教諭のことを「司書教諭」と言います。学校司書と司書教諭は連携し、学校図書館の資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行うなど学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担います。

<sup>11</sup> 学校図書館検索システム：学校図書館業務の電算化と蔵書目録のデータベース化によって、コンピュータで検索や貸出・返却等の資料管理を行うことができるシステムです。

<sup>12</sup> 中学校：白河市内の公立中学校は 8 校です。（平成 29 年度末時）

- ・学校司書の配置と、所蔵資料目録のデータ化を含む学校図書館システムの整備については平成 29 年度で小・中学校あわせて 23 校中 18 校で完了しています。本計画の期間内には、全校に学校司書が配置される予定です。なお、配置済みの学校図書館では蔵書の整理が進んでいます。その過程で、状態の著しく悪い資料、内容が現在では古くなってしまっている資料を書架から除き、新たな資料の追加を進めています。しかし、購入が追いついていないため、平成 29 年度における実績では、所蔵資料の質は向上しているものの、資料の充足率<sup>13</sup>は 100%を下回っている状況です。

#### 4 図書館における取組み

基本理念：個性豊かな子どもの読書を支援します

基本方針：白河・表郷・大信・東のそれぞれの地域における、読書の拠点施設としてすべての子どもに読書の機会を、すべての子どもに良い読書環境を提供できるよう努めます。

##### 取組み状況

- ・おはなし会
- ・手づくり絵本教室・手づくり絵本展
- ・小学校図書館・放課後児童クラブ等配本
- ・小中学校図書館支援
- ・案内文書作成
- ・移動図書館事業<sup>14</sup>

##### ○主要な取組みの実績

取組み	内容	現況 (H23 年度)	目標	実績 (H29 年度)
おはなし会	対象年齢にあわせたおはなし会を企画、実施する	1,039 人	1,300 人	1,556 人
		活動指標: 合計参加者数		
小中学校 図書館支援	資料目録作成の指導や学校図書館担当教員、学校司書の研修を受入れる	0 校	23 校	18 校
		活動指標: 実施校数		

- ・おはなし会は、館毎の利用者層を把握し、対象にあわせたおはなし会の実施に努めており、参加者は増加傾向にあります。

<sup>13</sup> 充足率：学校図書館図書標準による学校規模（学級数）に対する蔵書数の充足を率であらわしたものです。

<sup>14</sup> 移動図書館事業：書架を設置した自動車に、図書館資料を積んで移動し、図書館以外の場所で貸出等の図書館サービスを行う事業です。

- ・手づくり絵本教室・手づくり絵本展は各館で実施しています。教室参加者や絵本展来場者に、より絵本を身近に感じてもらい、図書館に親しんでもらうことができました。絵本展出品者は、年々増加しておりますが、絵本教室参加者が減少傾向にあるので、教室への参加呼びかけを積極的に行い、今後も継続して実施します。
- ・小学校図書館・放課後児童クラブ等配本事業は各館で実施しています。小学校図書館への配本は学校図書館の整備・充実を目的としており、学校司書の配置により、学校図書館資料の充実が果たされており、今後の事業内容は検討していく必要があります。また、放課後児童クラブへの配本は、事業を周知した上で、希望するクラブへの配本を行っています。しかし、選書希望のとりまとめや貸出期間等の条件整理について、配本先との連携強化が課題となっています。
- ・市立図書館では小中学校図書館支援として、資料目録作成の指導や学校図書館担当教員、学校司書の研修を受け入れてきました。平成 29 年度では開館準備業務の指導・支援と各学校図書館の運営支援を実施していますが、継続的な研修が課題となっています。
- ・市立図書館では、年齢にあわせた掲示や利用案内を作成しています。また、おはなし会プログラムやティーンズコーナー<sup>15</sup>の設置なども行っています。
- ・大信図書館及び、東図書館においては、地域の小学校 1 年生に対して全員に図書館利用カードの作成を案内し、図書館の利用を呼びかけています。
- ・大信図書館及び、東図書館では移動図書館事業を実施しています。定期的に巡回し、各校で学校行事に組み込まれており、児童にも親しまれています。



<sup>15</sup> ティーンズコーナー：主に 10 代を対象とした資料を集めたコーナーです。このコーナーではその年代のニーズに合った資料収集や情報の提供を行いながら、子どもたちが集うことができる環境を提供しています。

## 5 関係機関及び図書館での取組み

基本理念：子どもに合った読書環境をつくります

基本方針：一人ひとりの障がいを考慮した、きめ細かい支援に努めます。

### 取組み状況

- ・障がいのある子どもが本に親しむために必要となる機器・装置等の整備
- ・読み語り
- ・対面朗読<sup>16</sup>

### ○主要な取組みの実績

取組み	内容	現況 (H23 年度)	目標	実績 (H29 年度)
読み語り	ことばの遅れ等のある幼児と保護者を対象とした小集団での読み語りを実施する	23 回	30 回	26 回
		活動指標:実施回数		
対面朗読	「対面朗読サービス」のための人材を育成する(音訳者 <sup>17</sup> を育成する講演・講座を開催する)	新規事業 (H25～)	実施	実施
		活動指標:実施の有無		

- ・拡大読書器<sup>18</sup>等、障がいのある子どもが本に親しむための機器・装置の給付は平成 29 年度においても実施されてきました。
- ・障がいのある子どもの読書活動について、市立図書館ではハンディキャップサービスとして DAISY 図書<sup>19</sup>（視覚障がい者向け資料）や大活字本の整備・充実を図ってきました。また、音訳者（視覚障がい者向けのサービスを行うボランティア）の養成も実施しており、第一期で養成された音訳者が現在活動中です。ただし、子どもの利用につながっていないことが課題となっています。

<sup>16</sup> 対面朗読：市立図書館が提供するサービスの一つで、活字での読書が困難な方に対して、音訳者が目の代わりとなって、図書館資料等の音声化を行うサービスです。

<sup>17</sup> 音訳者：文字や図表等の情報を「音訳」する人を指します。「音訳」とは、読み手の解釈等を極力排除し、原本との同一性を保ちながら音声化することで、一般的な「朗読」とは異なります。

<sup>18</sup> 拡大読書器：カメラとモニターを備えた書見台のようなもので、文字や図表を拡大して表示することができる装置です。市立図書館に一台設置しています。

<sup>19</sup> DAISY 図書（デージー図書）：DAISY は Digital Accessible Information System の略で、日本語では「（誰でも）アクセスできる情報の規格」と訳されます。DAISY 図書は視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにデジタル録音された図書のことで、専用の再生機器では、ページの移動やしおり等の機能が利用できます。

## 第3章 第二次白河市子ども読書活動推進計画の概要

### 1 計画の位置づけ

白河市教育委員会は、「白河市第2次総合計画」、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」、「第三次福島県子ども読書活動推進計画」、「第2次白河市生涯学習推進計画」を上位計画として国・県の動向を踏まえ、白河市の子どもの読書活動推進に関する基本方針と主要施策を備える計画として「第二次白河市子ども読書活動推進計画」を位置づけます。

### 2 計画の期間

平成31年度からの4年間<sup>20</sup>とします。なお、国、県の動向及び社会状況の変化に応じ、適宜、見直しを検討するものとします。

### 3 基本方針

#### I 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、発達段階にあわせて切れ目無く、本との出会いの場の提供や、読書に親しむ機会の充実が必要です。そのため、乳幼児期の家庭をスタートとして、保育園・幼稚園、学校、図書館等において子どもが本に親しむ機会の提供と充実を目指します。

#### II 子どもが自主的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実

子どもが、自由に、そして自主的に読書に親しむことができる環境の整備を図ります。市内の図書館や学校図書館等の機能の充実や、子どもの読書活動の人的な支援体制の強化に努めます。また、家庭、保育園・幼稚園、学校、図書館、関係機関・団体が連携・協力する体制を構築することを通して、子どもの読書活動の推進のための環境の整備を進めます。

#### III 子どもの読書活動についての理解の促進

子ども自身の読書に対する姿勢は、自分を取り巻く大人たちの影響を強く受けます。そのため身近にいる大人が、子どもの読書活動の重要性と、読書に親しむ機会や環境づくりの必要性について認識し、さらには読書をともに楽しむことができるようになることが重要です。そのため、子どもの読書活動の推進に係る各機関・団体が連携・協力し、子どもの読書活動の意義や重要性について広報・啓発活動を積極的に行い、地域社会全体で、子どもの読書活動について理解を深めることを目指します。

---

<sup>20</sup> 4年間：第一次計画は6年間の計画でしたが、第二次計画については、白河市第2次総合計画の計画期間との調整を行うため4年間の計画期間となっています。

## 第4章 第二次白河市子ども読書活動推進計画の取組み

第一次計画の取組み状況と成果を踏まえ、第二次計画では各基本方針に基づき、以下の取組みを進めていきます。

### 基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

#### <家庭における読書活動の推進>

家庭は子どもに読書の楽しさや大切さを伝えることや、子どもの読書習慣を形成する上で重要な役割を担っています。ブックスタート事業を活用した乳幼児期の読み聞かせは、家庭における子どもの読書活動のスタートとなります。

#### 取組み

- ・ブックスタート事業の実施
- ・図書館利用の促進

#### ○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (H29年度)	目標 (最終年度)
ブックスタート	1歳児健康診査時において「ブックスタート事業」を実施し、読み聞かせと図書館の利用促進を図るとともに、家庭での読書の大切さを伝える	こども支援課 市立図書館	100%	100%
			活動指標:実施割合	

#### <保育園・幼稚園等<sup>21</sup>における読書活動の推進>

保育園・幼稚園等における読み聞かせ等の読書活動は、子どもが様々な感情を学び、想像力を高め、豊かな感受性を育むために重要です。また、この時期に図書館を訪問し、利用する経験を得ることで、その後の図書館利用の促進につながります。

#### 取組み

- ・保育園・幼稚園等における読み聞かせ
- ・図書館訪問

<sup>21</sup> 保育園・幼稚園：白河市内の公立保育園は6園、公立幼稚園は8園です。私立保育園は3園、私立幼稚園は2園、私立認定子ども園は3園、私立小規模保育施設は3園です。(平成30年度末時)

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (H29 年度)	目標 (最終年度)
読み聞かせ	保育園・幼稚園等を訪問し、読み聞かせを実施する(指標は、ボランティアの協力を得たもののみを対象とする)	こども育成課	4 回	8 回
			活動指標: 1園あたりの開催回数	
図書館訪問	本とふれあう機会を提供するため、各園が図書館を訪問し、利用等について理解を深める(指標としては、3歳以上の子どもがいる園を対象とする)	こども育成課	9 園	18 園
			活動指標:実施園数	

<学校<sup>22</sup>における読書活動の推進>

学校は子どもが多くの時間を過ごす場所であり、読書活動に大きな影響を与えます。教師、学校司書、保護者、ボランティア等の働きかけや、子ども同士の読書体験の共有等によって、子どもの読書習慣を形成していくことが重要です。

**取組み**

- ・ 学校図書館の活用
- ・ 小学校における読書活動
- ・ 放課後児童クラブにおける読み聞かせ

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (H29 年度)	目標 (最終年度)
小学校における読書活動	保護者、地域ボランティアによる読み聞かせを実施する	学校教育課	14 校	15 校
			活動指標:実施校数	
読み聞かせ	各放課後児童クラブにおいて、地域ボランティアによる読み聞かせを実施する	こども育成課	新規取組み	17 クラブ
			活動指標:実施クラブ数	

<sup>22</sup> 学校：白河市内の公立小学校は 15 校、公立中学校は 8 校です。(平成 30 年度末時)

### <図書館における読書活動の推進>

図書館は、子どもが本を身近なものとして感じることができるよう、おはなし会等の取組みや移動図書館の運用を継続的に行います。子どもが図書館と本に対して親しみを持つことは、その後の自主的な読書活動につながります。

#### 取組み

- ・おはなし会の開催
- ・手づくり絵本教室、手づくり絵本展の開催
- ・移動図書館

#### ○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (H29 年度)	目標 (最終年度)
おはなし会	対象年齢にあわせたおはなし会を企画、実施する	図書館	1,556 人	1,700 人
			活動指標:参加者数	
手づくり絵本教室 手づくり絵本展	読書推進の手段として、楽しみながら手づくりで絵本をつくり、また、手づくり絵本教室等でつくった絵本を展示する	図書館	52 人	60 人
			活動指標: 絵本教室参加者数	
移動図書館	地域内小学校、幼稚園等を移動図書館で巡回し、本の貸出を実施する	大信図書館	月 1 回	月 1 回
		東図書館	活動指標: 対象校・園への実施回数	

### <支援を必要とする子どもの読書活動の推進>

障がい、病気の療養、母国語の違い等によって読書活動に支援を必要とする子どもには、その一人ひとりにあわせた読書活動の機会の提供が必要です。加えて、子どもだけではなく、一番身近な支援者である保護者も共に楽しむことができ、家庭での読書活動につながる取組みも重要です。

#### 取組み

- ・子育て支援における読み聞かせ
- ・外国語資料の収集

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (H29 年度)	目標 (最終年度)
読み聞かせ	ことばの遅れ等のある幼児と保護者を対象とした小集団での読み聞かせを実施する	こども支援課	26 回	40 回
			活動指標:実施回数	
外国語資料の収集	民族的・言語的・文化的な多様性をもつ子どもが、母国語に親しめるような資料を収集する	図書館	204 点	250 点
			活動指標:蔵書数	

**基本方針Ⅱ 子どもが自主的に読書活動を行うための読書環境の整備・充実**

＜保育園・幼稚園等における読書環境の整備・充実＞

保育園や幼稚園等は、絵本や物語などに触れることができる環境を整えることによって、子どもが幼児期から読書に親しむ習慣を身に付けられる場所です。そのため、絵本をはじめとする児童書を充実させ、環境の整備に努めます。

**取組み**

- ・絵本等の収集及び提供

○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (H29 年度)	目標 (最終年度)
絵本等の収集及び提供	「親子ふれあい文庫」整備事業により資料を収集し、園児及び保護者に本と触れあう機会を提供する	こども育成課	222 点	300 点
			活動指標: 1園あたりの蔵書数	

## <学校における読書環境の整備・充実>

学校における、子どもの豊かな読書活動や主体的な学習活動を支えるためには、学校図書館の充実が重要な役割を果たします。学習の参考になる本や読み物をはじめとして、様々な分野の本をそろえることに加え、市内全校の学校図書館への学校司書配置、検索システムの導入等といった取組みを行うことで、学校図書館機能の活用を推進します。

### 取組み

- ・ 図書館資料の活用
- ・ 図書配本（小学校図書館、放課後児童クラブ）
- ・ 学校図書館の蔵書充実
- ・ 学校司書の配置
- ・ 学校図書館検索システムの導入
- ・ 学校図書館担当教員・学校司書研修会の実施

### ○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (H29 年度)	目標 (最終年度)
図書配本	セット化した図書館所蔵の資料を学校図書館に配置する	学校教育課	実施	実施
		図書館		
図書館資料の活用	各放課後児童クラブにおいて、配本事業の活用等により、図書館所蔵の資料の積極的な利用を図る	こども育成課	新規	17 クラブ
		図書館		
学校図書館の蔵書充実	学校図書館の蔵書を充実させる	学校教育課	86%	100%
		図書館		
学校司書の配置	すべての小・中学校に「学校司書」を配置する	学校教育課	18 校	23 校
		図書館		
学校図書館検索システムの導入	図書資料目録を作成し、検索等の効率化を図る	学校教育課	18 校	23 校
		図書館		
学校図書館担当教員・学校司書研修会の充実	学校図書館担当教員・学校司書研修会を実施し、個々の指導力向上を図る	学校教育課	新規事業	1 回/年

### <図書館における読書環境の整備・充実>

図書館が、子どもの読書活動において身近で利用しやすい場所となるためには、親しみやすい雰囲気やイメージとともに、子どもの好奇心を刺激する広範なジャンルの本の整備・充実が必要です。また、学校図書館機能充実の支援等の取組みを通じて読書環境の整備に努めます。

#### 取組み

- ・小・中学校図書館支援
- ・読書ノート<sup>23</sup>の配布

#### ○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (H29年度)	目標 (最終年度)
小・中学校図書館支援	学校図書館の支援を実施する	図書館	18校	23校
			活動指標:実施校数	
読書ノート	市内の子どもを対象に読書ノートを配布する	図書館	新規	実施
			活動指標:実施の有無	



<sup>23</sup> 読書ノート：図書館では、借りた本の情報が印刷されたシールを発行できます。読書ノートはそのシールを貼り付けるためのお薬手帳のような形態の冊子です。子どもにとって読んだ本の記録づくりは、読書意欲の向上につながります。

## <支援を必要とする子どもの読書環境の整備・充実>

読書活動に支援が必要な子ども一人ひとりにあわせた環境を提供することは、その子どもの読書活動そのものに直接的な影響を及ぼします。そのため、環境の整備と充実に関連する各機関が密に連携をとり、拡大読書器等といった読書のための器具の給付や、DAISY 図書や外国語資料等の提供によって、読書活動を推進します。

### 取組み

- ・ 拡大読書器等の給付
- ・ 音訳者養成講座の実施
- ・ 対面朗読や DAISY 図書作成の体制整備
- ・ LL ブック<sup>24</sup>、点字図書等の障がい配慮した資料の整備・充実
- ・ 外国語資料の収集（再掲）
- ・ 図書館資料の宅配サービス<sup>25</sup>

### ○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (H29 年度)	目標 (最終年度)
障がいのある子どもが本に親しむために必要となる機器・装置等の整備	日常生活用具給付事業 <sup>26</sup> により、拡大読書器等の給付を行う	社会福祉課	実施	実施
			活動指標:実施の有無	
障がいのある子どもが本に親しむための支援	音訳者を養成し、対面朗読や DAISY 図書作成に対応できる体制を整える	市立図書館	実施	実施
			活動指標:実施の有無	

<sup>24</sup> LL ブック：知的障がいのある子どもや、日本語と異なる母国語を持つ子どもなど、読むことが苦手な子どものために、読みやすいよう工夫して作られた本のことです。

<sup>25</sup> 宅配サービス：障がい等により、図書館への来館が困難で、郵送等の手段以外では図書館を利用できない人に向けて、実施しているサービスです。

<sup>26</sup> 日常生活用具給付事業：障がいのある方の自立した生活を支援するため、日常生活用具の給付を行う事業です。

## 基本方針Ⅲ 子どもの読書活動についての理解の促進

子どもの自主的な読書活動の推進を行っていく上で必要なのが、子どもの読書活動について、子ども自身と保護者を含めた身近な大人の理解をさらに深めていくことです。

子どもに対しては、学校での読書に関する取組みや、日々の図書館利用を通して読書の楽しさや意義を知ってもらう機会を増やします。

そして、子どもの読書活動はその様々な制限から、身近な大人の協力なしには充実したものにはできません。そのため、家庭教育学級での啓発や図書館における展示等、様々な場において、子どもの読書活動の重要性を発信していきます。

### 取組み

- ・ 家庭教育学級での啓発
- ・ 学校における図書委員会活動の推進
- ・ 図書館訪問、職場体験の実施
- ・ 図書館出前講座
- ・ 子ども向け利用案内作成
- ・ 広報白河、図書館だより、館内ポスター掲示等による広報の実施
- ・ 小学校1・2年生対象の図書館利用カード作成の案内
- ・ リーディングトラッカー<sup>27</sup>等、支援を必要とする読書活動の補助器具・資料の展示

### ○主要な取組みの内容と指標

取組み	内容	担当	現況 (H29年度)	目標 (最終年度)
読み聞かせ	家庭教育学級において読み聞かせの講座及び大切さを啓発する講座を実施する	教育総務課	3回	10回
			活動指標:実施講座数	
図書館訪問	各小学校が計画的に図書館を訪問し、利用登録や、利用方法について学ぶ	学校教育課	15校	15校
		図書館		
図書館職場体験	各中学校が図書館における職場体験を実施し、図書館に対する理解を深める	学校教育課	8校	8校
		図書館		
出前講座	市内の学校と連携し、図書館や読書についての理解を深めてもらうための講座を開催する	図書館	0回	4回
			活動指標:実施回数	

<sup>27</sup> リーディングトラッカー：読みたい行に集中して読めるように、両隣の行の文字を隠して読み進められる読書補助具です。

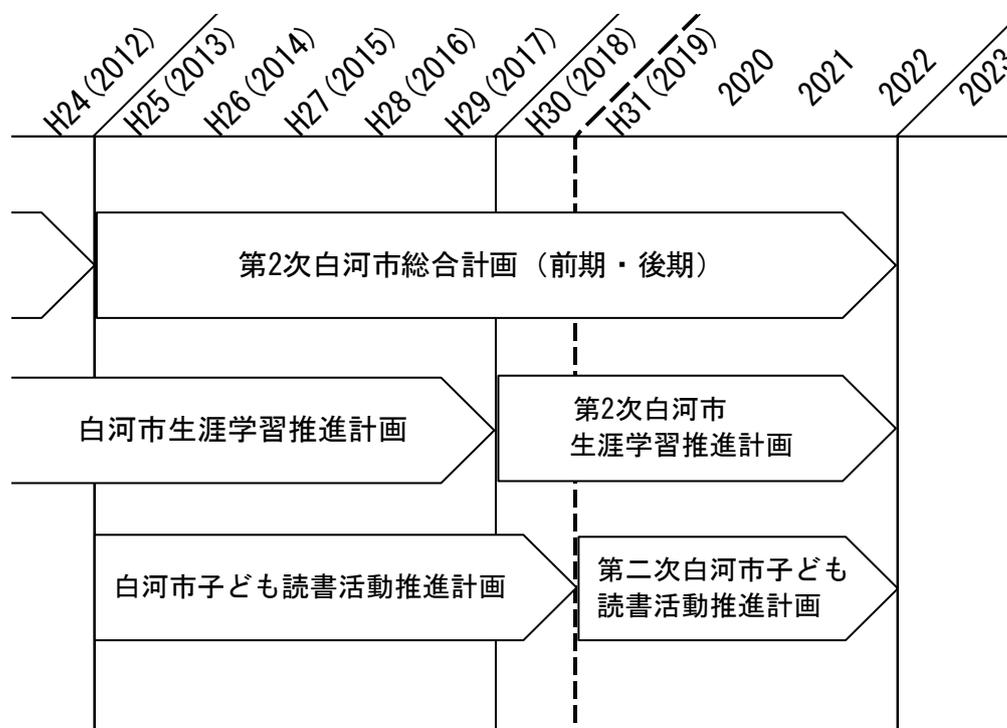
## 第5章 計画の推進について

### 1 計画の推進体制の整備

本計画は、策定段階において市内各課で組織された「白河市子ども読書活動推進計画策定市内検討委員会」を中心に、子どもの読書活動の推進に関わる関係機関・団体と連携を深め、協力して白河市の子どもの読書活動を推進します。

### 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「白河市子ども読書活動推進計画策定市内検討委員会」において行うものとし、定期的にその進行状況を確認するとともに、事業施策の適切な進行管理に努めます。



## 資料

### 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

#### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### （都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県

における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備しているものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 第二次白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会設置要領

平成30年8月17日

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定により、第二次白河市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の原案を検討するため、第二次白河市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動の推進に係る調査、研究に関すること。
- (2) 推進計画原案の策定に関すること。
- (3) その他推進計画原案の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長1名及び副委員長2名並びに委員7名とし、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務の所掌事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第6条 庁内検討委員会に、推進計画原案の策定に必要な事項について、調査、研究を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第2に掲げる課に所属する職員をもって組織する。

3 会長には、白河市立図書館主幹兼副館長補佐兼係長を充て、副会長は会長が指名する者とする。

4 会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 庁内検討委員会の事務局は、白河市立図書館内に置く。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成30年8月17日から施行し、設置の目的を達成したときはその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

役職	所属及び職名
委員長	教育長
副委員長	こども未来室長、教育委員会教育次長
委員	企画政策課長、社会福祉課長、こども支援課長、こども育成課長、 学校教育課長、教育総務課長、白河市立図書館長

別表第2（第6条関係）

課名	職名等
市長公室企画政策課	企画政策係長
保健福祉部社会福祉課	障がい福祉係長
保健福祉部こども支援課	母子健康係長
保健福祉部こども育成課	保育係長
教育委員会学校教育課	指導主事
教育委員会教育総務課	生涯学習係長
教育委員会図書館	白河市立図書館主幹兼副館長補佐兼係長、司書、白河市立表郷図書館長、白河市立大信図書館長、白河市立東図書館長

## 白河市図書館協議会

委嘱区分	所属・職業等	氏名
学校教育の関係者	中学校教諭	蛭田 敦子
社会教育の関係者	元白河第一小学校読み聞かせボランティア	箭内 徳二
社会教育の関係者	みさか小学校図書ボランティア	金沢 美香
家庭教育の向上に資する活動を行う者	NPO 法人しらかわ市民活動支援会	樋口 葉子
学識経験を有する者	大学教授	二宮 嘉須彦
学識経験を有する者	建築設計士	齋藤 正明

## 第二次白河市子ども読書活動推進計画策定工程表

年度	月	イベント
30	4	・工程表作成
	5	
	6	・情報収集(国、県、他市の子ども読書活動推進計画等) ・第1回図書館協議会
	7	
	8	・計画素案作成
	9	・第1回庁内検討委員会
		・第1回作業部会
	10	・第2回作業部会
	11	・第3回作業部会
	12	・第2回図書館協議会
		・第4回作業部会
	1	・第2回庁内検討委員会 ・パブリックコメント手続き・公表
	2	・パブリックコメント提出意見取りまとめ
・第3回図書館協議会		
・第5回作業部会 ・第3回庁内検討委員会		
3	・計画決裁(教育長) ・定例教育委員会 ・計画公表 ・製本・関係機関への配布	

## 第二次白河市子ども読書活動推進計画策定経過

### 庁内検討委員会

開催期日	回数	内容（予定）
平成 30 年 9 月 20 日	第 1 回	前計画の振り返りと策定までの工程について協議
平成 31 年 1 月 10 日	第 2 回	作業部会での検討経過を説明。 図書館協議会の意見を反映した原案を説明。 パブリックコメントを含めた、今後の日程について確認
平成 31 年 2 月 20 日	第 3 回	パブリックコメントの結果報告、 図書館協議会での協議及び答申を原案に反映

### 庁内検討委員会作業部会

開催期日	回数	内容（予定）
平成 30 年 9 月 20 日	第 1 回	前計画の振り返りと策定までの工程について協議 実績調査の結果報告
平成 30 年 10 月 18 日	第 2 回	子ども読書活動推進計画に係る事業・活動の動向等の ヒアリング、同計画原案の検討
平成 30 年 11 月 16 日	第 3 回	計画案（初稿）作成
平成 30 年 12 月 20 日	第 4 回	図書館協議会の結果を報告 計画案（最終稿）作成
平成 31 年 2 月 13 日	第 5 回	パブリックコメントの結果報告、 図書館協議会での協議及び答申を原案に反映

### 白河市図書館協議会

開催期日	回数	内容（予定）
平成 30 年 7 月 11 日	第 1 回	今年度での第二次計画策定とその工程について説明
平成 30 年 12 月 5 日	第 2 回	計画案（初稿）及び途中経過について説明
平成 31 年 2 月 6 日	第 3 回	計画案（最終稿）の確認

## 第二次白河市子ども読書活動推進計画

---

発行 平成 31 年 4 月  
白河市教育委員会

事務局 〒961-0957  
福島県白河市道場小路 96-5  
白河市立図書館  
電話 0248-23-3250  
FAX 0248-23-4090